

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 5 月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500348号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600005号

第1 結論

昭和47年10月から昭和48年3月までの期間及び昭和49年4月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年10月から昭和48年3月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

私は、請求期間①及び②の国民年金保険料と納付書を地区の町内会長宅へ持参したが、納付期限が過ぎており、A市役所で納付するように言われたため、同市役所内のB銀行窓口において直接納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料については遅れても必ず納付しており、未納とされているのはおかしいので、確認して国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、国民年金保険料及び納付書を地区の町内会長宅へ持参したが、納付期限が過ぎていたことから、A市役所で納付するように言われたため、同市役所内にあるB銀行A市役所支店において保険料を納付したことを記憶していると主張しているところ、「A市政だより」によると、昭和43年12月付けの配置図において、同市役所内に「B銀支払口」の記載が確認できる。

また、昭和39年4月以降、請求期間以外に未納期間は無く、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者は、請求期間以前より複数回にわたる過年度保険料の納付を行っていることが確認できることから、請求者の納付意識は高く、保険料の納付に努めていたことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間の前後を通じて、仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は無かったと陳述しており、請求者が合計で12か月と短期間である請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500358 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600010 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 3 万円、平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円、同年 12 月 7 日の標準賞与額を 13 万円、平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額を 10 万 2,000 円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 8 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、請求期間当時、A 社における経理責任者であった元役員は、同社の賞与支給月は年 2 回であり、請求期間に係る 8 月及び 12 月に賞与を支給している旨陳述しているところ、B 銀行が提出した請求者に係る「お取引明細」によると、オンライン記録で確認できる A 社においての同僚の賞与支給日 (平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日) と一致する同社からの振込が確認できることから、請求期間当時、請求者は、同社から賞与の支給を受けていたことが推認できる。

また、前述の元役員は請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している上、A 社において、請求者と同種の業務に従事していた同僚が提出した給与支給明細書 (平成 18 年 2 回目賞与、平成 19 年 1 回目賞与、同年 2 回目賞与、平成 20 年 1 回目賞与) の写しによると、事業主によりそれぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求

者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の「お取引明細」及び同僚等が提出した給与支給明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①（平成18年12月15日）については3万円、請求期間②（平成19年8月10日）については12万7,000円、請求期間③（平成19年12月7日）については13万円、請求期間④（平成20年8月18日）については10万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500344号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600009号

第1 結論

昭和50年6月1日から昭和58年8月1日までの期間について、請求者のA社(昭和54年にB社に商号変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和64年1月1日から平成5年1月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年6月1日から昭和58年8月1日まで
② 昭和64年1月1日から平成5年1月1日まで

昭和50年6月1日から昭和58年8月1日までの期間については、自分が会社を興したA社に、事業主として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和64年1月1日から平成5年1月1日までの期間については、C社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、同社の設立日である昭和50年9月20日から昭和51年3月25日までの期間及び昭和54年3月25日から昭和59年12月9日までの期間において、同社の代表取締役として登記されていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構D事務センターは、請求期間①においてA社の所在地である「E県F市」を管轄しているG年金事務所に事業所名簿の確認を依頼したが、A社及びB社のいずれも記載がなかった旨回答している上、オンライン記録及び事業所名称検索システムにおいて、A社及びB社が請求期間①に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者は、厚生年金保険の手続等については、会社設立時に委託した税理士に任せていたと陳述しているものの、請求者は当該税理士の氏名を記憶していない上、商業登記簿謄本に氏名が記載されている当時の取締役に対する調査を希望していないことから、請求期間①当時の請求者に係る厚生年金保険の手続状況について確認することができない。

さらに、請求者は、A社及びB社の元事業主であるものの、請求期間①当時の貸金台帳等の資料は保管していない旨陳述していることから、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②については、請求者は、当該期間において、C社に勤務していたと主張している。しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業

登記簿謄本における現在の事業主に対して、請求者の勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答を得ることができなかつたことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求期間②及びその1年前の期間において、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚については、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の資格取得日はそれぞれ同一であることが確認できるところ、H公共職業安定所は、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②及びその2年前の期間において、C社に係る厚生年金保険被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、同社に係る健康保険の整理番号に欠番は無いことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者は、C社に係る同僚に対する照会を希望していないことから、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。